

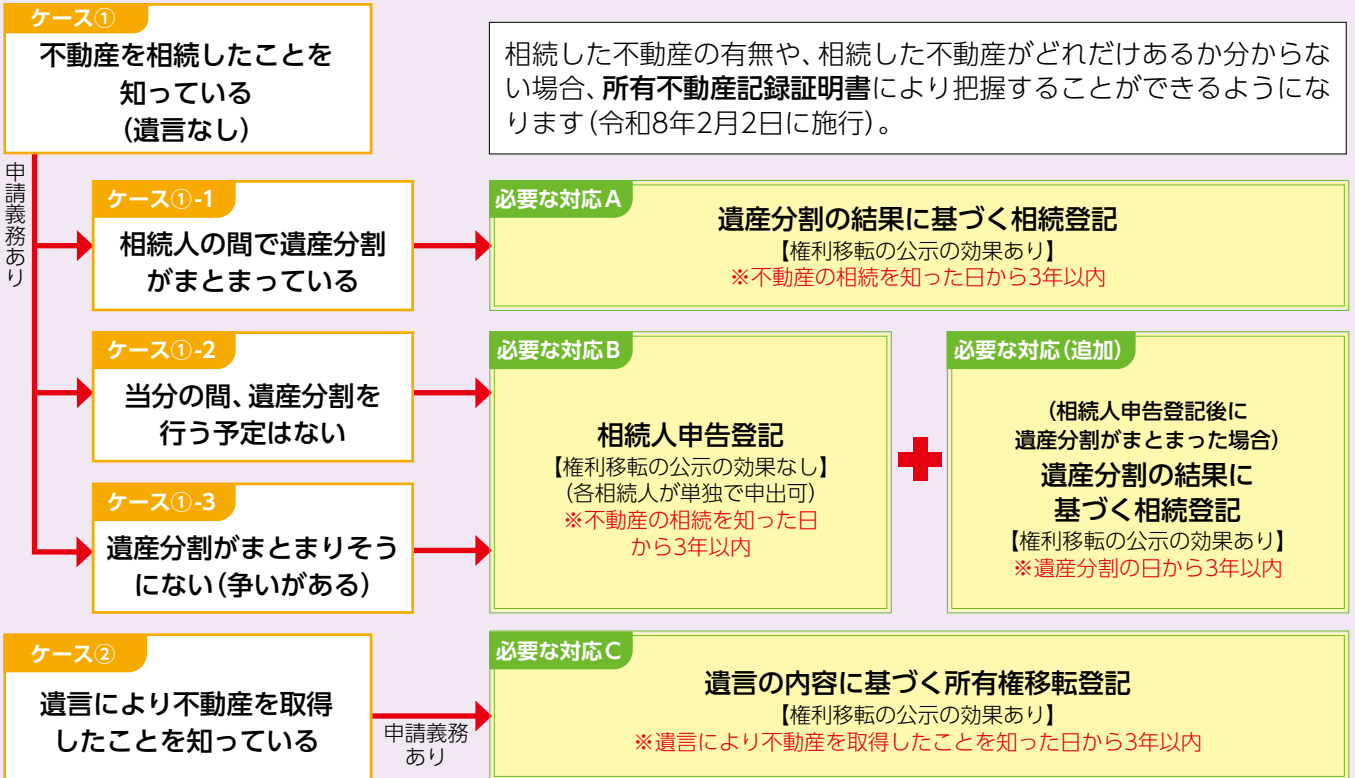
相続登記はお済みですか？

固稅務課 固定資産稅係 ☎ (27)3314

令和6年4月1日から相続登記が義務化され、相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請が必要です。令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

相続登記の申請義務化 対応フローチャート



(注) このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです。

相続登記を詳しく知りたい



▲法務省ホームページ

登記手続について詳しく知りたい



▲熊本地方法務局ホームページ

登記の手続を司法書士へ依頼したい



▲熊本県司法書士会ホームページ
相続センター☎096(372)2525

市では司法書士や行政書士による無料相談(要予約)を開催しています。P23「くらしの無料相談窓口」をご確認ください。

広告



新かんたん装着パッド(レギュラー/スーパー)ズレずに安心紙パンツ専用尿とりパッド

吸収量・長さで選べる豊富なラインナップ!

うす型快適パンツレギュラーにはパンツ専用パッドとの併用がおすすめ!



6~8回 繰り返し吸収シート

New 特許技術

吸収体がドーム形状に変形「ふっくらフィット吸収体」

ライフリー独自の「ピタッとフィット設計」

「いつまでも自分らしく生きていく」をサポートします

ケアパーク

0964-22-3311

お気軽にお問い合わせください。

宇土市松山町 937-1
定休日/土・日・祝日
営業時間/9:00~17:00 (月~金)

広報うとへの広告については、販売代理店の株式会社ウィット(☎072(668)3275)へ。*広告内容などは本市が推奨するものではありません。

